

第七次香川県保健医療計画作成等協議会設置要綱

(目的)

第1条 香川県保健医療計画（香川県医療費適正化計画を含む。）（以下「計画」という。）の作成等について研究協議するため、第七次香川県保健医療計画作成等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項について研究協議する。

- (1) 計画の試案の作成に関する事項
- (2) その他計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次の者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療を提供する立場にある者
- (2) 保険の給付を行う立場にある者
- (3) 医療を受ける立場にある者
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めた順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(定足数)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第8条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部医務国保課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日をもって廃止する。